

令和8年10月9日
資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

「ガスシステム改革の検証結果と今後の方向性（案）」について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。いただいた御意見に対する当省の考え方を公表いたします。

1. 意見募集期間等

(1) 意見募集期間

令和8年8月14日（金）～令和8年9月15日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール

2. 提出意見数

21件

3. 結果の公示日、寄せられた御意見と御意見に対する考え方

(1) 結果の公示日

令和8年10月9日（金）

(2) 寄せられた御意見と御意見に対する考え方

寄せられた御意見の内容及び当該御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

なお、行政手続法の規定に基づき、寄せられた御意見の一部については整理又は要約しています。

4. 本件に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

メールアドレス：bzl-gas-shingikai@meti.go.jp

寄せられた御意見と御意見に対する考え方

寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
本案全体について 【意見内容】 今回示された「ガスシステム改革の検証結果と今後の方向性（案）」は、自由化の成果と課題を整理し、今後の制度改善の方向性を示す重要な資料だと考えます。しかし、政策効果を客観的に確認するための成果目標や KPI（成果指標）が示されていない点が気になります。 ガス事業は国民生活に直結するインフラであり、料金、競争環境、安全対策、災害時対応などの改善度を数値で確認できなければ、制度の実効性を評価できません。行政事業レビューや EBPM の観点からも、客観的な成果目標と KPI の設定は不可欠です。 例えば、以下のような KPI が考えられます。 ・地域別のガス料金の変化率（前年比・自由化前比） ・新規参入事業者数の増加率 ・乗り換え件数の推移 ・ガス設備の点検実施率 ・事故・トラブル件数の減少率 ・災害発生後の供給復旧までの平均時間 ・老朽化設備の更新率 ・苦情件数の推移や料金説明の分かりやすさに関する評価 これらのいずれか、またはより適切な「客観的な成果目標と KPI」を必ず設定し、制度の効果を継続的に検証できるようにしていただきたいです。国民生活に直結する制度である以上、成果の見える化は不可欠だと考えます。	「ガスシステム改革の検証結果と今後の方向性（案）」（以下、「本とりまとめ案」と言う。）及びガス事業環境整備ワーキンググループ（以下、「ガス事業環境整備WG」と言う。）での議論においては、地域別家庭用ガス料金の推移、新規小売事業者の契約件数及び販売量の推移、L N G 長期契約量の推移をはじめとした、検証に必要な客観的指標を用いて検討を行いました。今後も、ガスシステムを取り巻く状況の変化にあわせて事業環境や制度の不断の見直しを進めることとしており、引き続き客観的指標に基づく政策検討を行ってまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 今回の「ガスシステム改革の検証結果と今後の方向性（案）」について、国民生活と産業基盤に直結する極めて重要な政策であるにもかかわらず、成果目標や KPI が示されていません。ガス自由化、安定供給、料金水準、競争状況、脱炭素、DX など多岐にわたる政策効果を客観的に検証するためには、KPI の設定が必須であると考えます。 まず、本案件で必須と思われる KPI の例を以下に示します。 ・ガス料金の地域別平均値および自由化前後の変化率 ・供給途絶件数、重大事故件数、災害時の復旧時間 ・小売事業者数、新規参入事業者のシェア、乗り換え件数 ・低炭素ガス導入量、水素混焼の実証件数、メタネーション設備導入件数 ・ガス部門の CO2 排出量の削減率 ・送配管更新率、老朽化設備の更新件数、災害対策投資額 ・スマートメーター普及率、データ標準化の進捗率 これらの KPI を算出するためのデータは、経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省、総務省（統計局）、デジタル庁、ガス事業者、LNG 輸入事業者など複数機関が連携して収集すべきものです。他部署との連携が明記されていないことは、制度の視野狭窄を招き、今回のような「料金上昇リスク」「地方の供給不安定化」「老朽化設備の更新遅れ」「低所得者層への負担増」といった本質的な視点を見落とす原因にもなります。 本案は抽象的な表現が多く、国民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えません。「その他所要の検討を行う」といった表現は、何をどこまで行政が自由に決められるのかが不透明であり、行政裁量が過度に広がる危険性があります。制度の透明性を高めるため、案文の具体性を高める改善を強く求めます。	気候変動対策は人類共通の待ったなしの課題であり、主要排出国を含む全ての国の取組が重要です。また、脱炭素に伴うエネルギー需給構造の転換を自国の経済成長に結びつけようとする動きが世界で広がり、G X に向けた脱炭素投資の成否が企業・国家の競争力を左右する時代に突入する中、我が国としても、G X の取組を加速させることは、エネルギー安定供給につながるとともに、我が国経済を再び成長軌道へと戻すためにも重要と考えています。エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現のため、G X の取組を引き続き推進していきます。 ガスシステム改革においては、需要家の利益や選択肢の多様化を目的として、競争によるサービスの質の向上や料金の低廉化のための小売全面自由化をはじめ、必要な制度改正を行いました。本とりまとめ案は、ガスシステム改革の「ガス料金の最大限の抑制」という目的と照らして現状の評価を行うとともに、これからのガスシステムが目指すべき方向性を検討したことになります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 全体（特に「3.（2）ガスシステムを取り巻く経済社会情勢の変化 二 国際的な GX や DX への流れの加速」「4.（2）ガスを通じた多様な関係者による GX 社会への貢献」および料金抑制・脱炭素関連の記載全般） 【意見内容】 1. 国際的な GX（グリーン・トランスフォーメーション）の加速に特に反対し、GX を前提とした政策をすべて撤回すること。 2. 「ガス料金の最大限の抑制」など、市場価値を無視した政府の過度な介入をやめ、真の自由化を徹底すること。 3. 脱炭素政策は効果が極めて限定的であるため、推進を中止すること（脱炭素しても CO2 削減効果はわずか0. 0 6 %にすぎない）。 4. ガス事業を含む関連雇用において、外国人雇用を禁止し、日本人雇用を最優先すること。 【理由】 第一に、国際的な GX の加速は、国民負担を増大させるだけの空論です。減税を求める立場から、電気・ガス料金への賦課金や補助金による事実上の増税を伴う GX 政策には強く反対します。政府が「市場価値のガス料金の最大限の抑制」を掲げること自体が、市場メカニズムへの過剰介入であり、事業者の経営判断を歪め、結果的に国民負担を増やすだけです。真に自由な市場に委ねるべきです。 第二に、自然エネルギーは不安定で高コストであり、安定供給と国民生活を脅かす存在です。直ちに廃止し、現実的なエネルギー源にシフトすべきです。脱炭素を進めても世界全体の CO2 削減効果はわずか0. 0 6 %程度にすぎず、日本が多大な犠牲を払う合理性はありません。効果の薄い政策に税金や料金を投じることは、減税派として容認できません。 第三に、「日本人ファースト」の観点から、ガス事業をはじめとするエネルギー関連の雇用は日本人に限定し、外国人雇用を禁止すべきです。国内の雇用と技術を守ることが、持続可能で安定したガスシステムの基盤です。 以上の理由から、本（案）は GX 推進・過度な政府介入・非効率な規制を前提としており、国民の負担軽減と日本優先の観点から受け入れられません。国際的な GX の流れに流されることなく、直ちに自然エネルギーを廃止し、真の自由化と費用対効果を重視した制度に転換するよう求めます。	ご理解の通り、本とりまとめ案はガス事業法に定められている都市ガス事業及びコミュニティガス事業を検討の対象としており、L P ガス事業については対象としておりません。
導管という用語が散見されることから本方向性は「都市ガス」を対象とし、プロパンガスについては本方向性の対象外との理解で良いか。	

【意見内容】 カーボンニュートラルへの移行期における「公正な移行」の実現と、需要家保護の強化について 貴資料にて提示されている合成メタン（メタネーション）の社会実装推進および託送料金制度への物価変動織り込み（エスカレーション導入）について、以下の通り意見を述べます。 1. 「公正な移行」の明文化と情報開示 カーボンニュートラルへの移行において、新たな環境価値を訴求する際は、需要家に対して「なぜその費用負担が必要か」「どの程度の削減効果が見込めるか」を明確に説明する義務を強化すべきです。特にグリーンウォッシュを防ぐ観点から、環境価値の算定プロセスおよび需要家負担の妥当性について、客観的なエビデンスに基づく厳格な情報開示基準を策定することを強く求めます。 2. コスト合理性の追求とプロセス公開 託送料金制度への物価変動織り込み（エスカレーション）導入を検討されるにあたっては、事業者の自助努力（経営の効率化やデジタル化によるコスト削減）が限界まで行われていることを、需要家が客観的に検証できるプロセスの構築が不可欠です。単なるコスト転嫁ではなく、事業者の経営努力を証明する具体的な KPI の公表や、外部有識者による監査プロセスの導入を検討すべきです。 3. 需要家保護の観点 エネルギーコストの上昇は家計および中小企業の経営を直接圧迫します。合成メタン導入による環境的便益と、需要家負担とのバランスを継続的に監視する指標を設け、必要に応じて負担を緩和する措置を柔軟に運用できる制度設計を求めます。	2025 年 7 月に改正されたガス事業法施行規則に基づき、合成メタン等の調達に必要な資金を託送料金制度を活用して回収しようとするガス小売事業者は、合成メタン等調達費の額等を申請し、3 年ごとに経済産業大臣の承認を受けることとなっています。経済産業大臣は、必要に応じて合成メタン又はバイオガスの調達に関する有識者の意見を聴取し、告示で定める基準に適合していると認める時に合成メタン等調達費の額を承認することとなります。 託送料金へのエスカレーションの導入にあたっては、一般ガス導管事業者が自助努力により料金を抑制することが前提となっています。そのうえで、託送料金の改定にあたっては、一般ガス導管事業託送料金算定規則に基づき、事業者から経済産業大臣に託送料金申請が提出された後に、経済産業大臣から電力・ガス監視等委員会へ意見聴取を行うこととなっており、電力・ガス監視等委員会委員による審査が行われることとなります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 ガス料金は生活必需支出であり、食料、電気、燃料等の価格上昇と同時に家計を圧迫しています。そのため、料金制度の見直しに当たっては、事業者の持続性や必要投資の確保だけでなく、低・中所得層の可処分所得への影響、地域間の料金差、原料費以外の費用構造、託送料金、保安・更新投資の内訳を需要家が理解できるよう、料金内訳の透明化を進めるべきです。 特に地方部では、人口密度の低下により、導管網、保安、検針、緊急対応、設備更新等の一人当たり維持費が上昇しやすいと考えられます。地方ガス事業者については、単に競争による料金抑制を求めるだけでは、事業継続や保安体制の維持が困難になるおそれがあります。したがって、地方におけるガスインフラについては、維持すべき供給区域、効率化すべき業務、将来的な設備更新方針、他インフラ・自治体との連携可能性を明確にし、費用負担の根拠を見える化すべきです。 また、人手不足への対応として、スマートメーター、遠隔検針、スマート保安、省人化・省力化を進める方向性には賛成します。ただし、DX 化は単なるコスト削減ではなく、保安水準の維持、供給支障の早期把握、災害時対応、現場作業者の負担軽減につながる形で実装すべきです。遠隔化・自動化を進める場合にも、障害時の責任主体、現場対応体制、委託先・再委託先を含む保守責任を明確にする必要があります。 さらに、GX の観点から天然ガスの高度利用、燃料転換、合成メタン、バイオガス等を推進する場合には、需要家側の費用負担や投資回収の予見可能性を確保すべきです。脱炭素化の名目で生活必需インフラの料金が不透明に上昇すれば、低・中所得層や地方需要家への負担が過大になります。GX 投資については、費用、効果、負担主体、料金への反映方法を明確にし、需要家利益の保護と両立させるべきです。 ガスシステム改革は、競争促進のみを目的とする段階から、人口減少、人手不足、設備老朽化、エネルギー安全保障、GX、地方インフラ維持を同時に扱う段階に移行していると考えます。今後の制度運用においては、安定供給と事業持続性を確保しつつ、料金内訳の透明化、地方インフラ維持費の見える化、需要家負担の抑制、保安責任の明確化を重視することを求めます。	ガスシステム改革以降、人口減少等の社会構造変化がより顕著になっている中でも、引き続きガス事業が健全に発展し、地域に貢献していくためには、ガス事業者が需要に対して安全性向上や新規需要に対応するための供給インフラ設備への投資や、人口減少等への対応を念頭に置いた D X ・ A I 等の活用に係る設備・人材等への新たな投資が求められています。こうした取組の中で、関係者が連携して対応することが求められるのと同時に、ガス事業者が価格も含めてより良いサービスを提供しつつ、必要な投資を行うことにより事業基盤を維持していくため、ガス事業における収入の予見性を確保していくことも引き続き重要です。そのため、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業における託送料金について、ガス事業者が適切に費用を回収できるような料金制度の在り方の検討を改めて行い、事業者が自助努力により料金を抑制することは前提ですが、事業者が必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備を行うこととしました。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 検討過程に消費者側の参加が著しく不足しています。 本案に記載されたヒアリング対象は、ガス事業者、日本ガス協会、金融機関、監査法人等が中心です。消費者団体、生活困窮者支援団体、労働者、地域住民等の代表に対するヒアリングは、一覧からは確認できません。 事業者側の費用と収益について主に事業者側から聞き取り、その結果を基に料金回収制度を変更するのであれば、政策形成過程が著しく一方に偏ります。 消費者代表を正式な委員として参加させ、委員の選定基準、利益相反、提出資料、議事録を公開してください。料金制度の変更前には、所得階層別、地域別、世帯別の負担影響評価を実施し、公表してください。	ガスシステム改革の検証を進めるにあたって、専門的・実務的な観点を十分に踏まえた上で検討を行うことが重要であることから、幅広い実務者・有識者からヒアリングを実施しました。また、多様な観点から包括的な検証を行うため、皆様から幅広く御意見を伺うための意見募集を実施しました。なお、ガス事業環境整備 WG での議論については、資料や議事録を公開しライブ配信をどなたでも視聴可能な状態にしております。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 4.（2）① G X 社会へのガス事業の貢献の在り方（22～23 ページ） 5.今後の進め方（29 ページ） 【意見内容】 本案において、地方における社会基盤の維持・発展等の事業環境変化による在り方の明記と、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点が示されたことを評価する。 そのうえで、投資余力や人材に限られる地方のガス事業者が、地域のエネルギーインフラを維持しながら GX や DX に着実に取り組むことができるよう、国による財政面・技術面・人材育成面での支援を強力かつ継続的に実施することを要望する。 また、こうした支援については、事業者の規模や地域特性を踏まえ、実効性のある支援制度とすることを求める。 【理由】 地方のガス事業者は、人口減少や需要減少に加え、原料費、資材価格、労務費、業務委託費等の上昇に直面しており、限られた経営資源のなかで、既存インフラの維持・更新と GX・DX への対応を同時に進めることが求められている。こうした状況においては、事業者の自主的な経営努力のみで必要な投資や人材を確保することが困難となるおそれがある。特に、これらの事業者は、地域に根差したエネルギー供給を担うとともに、災害時の復旧や地域住民へのきめ細かな対応等、地域の安心・安全を支える役割を果たしている。事業者の経営基盤が弱体化すれば、地域インフラとしての機能にも影響を及ぼすことが懸念される。 GX や DX を地域の实情に応じて着実に進めるためには、各事業者の経営努力だけに依存するのではなく、国による継続的な財政・技術・人材面での支援を通じて、地域の事業基盤と雇用を維持しながら必要な投資を行える環境を整備することが重要である。	本とりまとめ案では、地方のガス事業について、他エネルギーとの競争や足下の経済社会情勢といった経営環境によって競争余力がないガス小売事業者も存在していることや、天然ガスへの燃料転換の需要開拓に単独での対応が困難なケースも存在していること等の課題を整理しています。同時にガス事業者には、地域の实情に応じてその地域の経済社会やエネルギー供給を支えてきた強みや顧客との接点を活かした、災害時のレジリエンス向上・ G X への貢献が期待されています。ガス事業を取り巻く多様な関係者による協創・協調を進め、最適化・付加価値創出を検討することが重要であり、政府としても、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点も含めた、制度の不断の見直しや業界との取組を進めてまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 本案に反対する。競争・料金抑制より「持続性」「協創」「GX」へ軸を移し、計画・調査・託送原価算入を増やす方向は、民間への過剰介入であり、日本人需要家への隠れ負担増である。	ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は変化を続けており、国際エネルギー情勢の変化とそれに伴う天然ガス価格の高騰等のリスクへの対応、D X や脱炭素化に向けた対応の加速化、インフレの進行、人口減少・大都市圏への一極集中とそれに伴う社会基盤の維持等、新たな課題が生まれています。大

【該当箇所】 P2 1. ガスシステム改革の検証の位置づけ 「将来的な人口減少が見込まれ、大都市圏への一極集中が進行する中、地方における社会基盤の維持という課題も顕在化しつつある」「G Xとエネルギー安定供給を両立」 【意見内容】 人口減少・地方維持・GX を所与として検証の前提に置くことに反対する。 【理由】 人口減少は高税・高エネルギーコスト・家族形成負担の結果でもある。移民受け入れ拡大による社会・財政・エネルギー負荷を棚上げしたまま「構造変化」と書くのは誤りである。日本人ファーストなら、まず日本人の負担を減らし、受け入れ拡大を見直すことが先である。GX を安定供給と並列の前提にすると、料金抑制が後回しになる。	手事業者や地方事業者、新規参入事業者といった多様なガス事業者が存在する中で、経済社会情勢の変化による新たな課題のうち個々の事業者だけで対応が困難なものについては、様々な関係者が連携して対応することがより求められる面も想定されます。持続可能なガスシステムを構築していくためには、安定供給の確保、G X社会への貢献、適正な取引環境の確保を目指し、これまでの市場競争や効率性の追求が中心の視点に加えて、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点から対応を進めていくことが重要と考えています。こうした視点を踏まえ、今後もガスシステムを取り巻く状況の変化にあわせて、制度の不断の見直しや業界と連携した取組を進めてまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P3 2. 検証プロセスの全体像 「持続的なガスシステムの在り方や地方も含め産業としてのガス事業の在り方について議論」 【意見内容】 検証の軸を「持続性・協創」に寄せ、料金抑制と規制縮小を主軸にしない進め方に反対する。 【理由】 改革の本来目的の一つは「ガス料金の最大限の抑制」である。持続性を理由に計画期間延長や託送原価拡大へ進むのは、検証ではなく介入の正当化である。国の民間への過剰介入に反対する。	
【意見内容】 減税派の立場から、エネルギー価格の隠れた増税を拒否する ガス料金の上昇は家計と製造業にとって実質増税である。原料費以外の単価が下がったとする評価があっても、本案が進めば今後は - 合成ガスのプレミアム - 託送原価への物価・賃金・占用料等の上乗せ - スマート保安・GX 対応投資 が積み上がる。産業用ガス高騰は国際競争力を毀損し、税収基盤も弱める。政策目的の費用は一般会計の税で賄うか、希望する需要家の任意メニューに限定すべきであり、託送という独占部門に押し込むべきではない。	ガス事業者が安全性向上や新規需要開拓、人口減少等への対応も含めた新たな投資を進めるためには、各事業者がガス事業において適正な収益を確保することが重要です。総括原価方式による規制料金が採用されている一般ガス導管事業の託送料金について、事業者が行う料金の見直し手続には一定の期間がかかるものであり、将来の環境変化に対して柔軟に対応することが難しい状況にあります。物価や人件費等の上昇、担い手不足など、ガス導管事業者を取り巻く事業環境は変化を続けていることを踏まえ、事業者が自助努力により料金を抑制することを前提に、こうした環境変化の中でも事業者が必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備としてエスカレーションの導入を行うこととしました。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P29 5. 今後の進め方 2026 年度中を目途に、供給計画・製造計画見直し、託送の物価織り込み・変分拡大、報酬率見直し、オンサイトメタネーション規制緩和、適正取引指針・小売営業指針の見直しを実施する旨 【意見内容】 このスケジュールでの制度改革に反対する。案を撤回または大幅修正し、介入縮小・負担軽減を軸に書き直すべきである。 【理由】 オンサイトメタネーションの規制緩和自体は、過剰規制を減らす点では検討に値する。しかし同時に計画5 年化・L N G 調査・託送原価拡大を進めれば、緩和の効果を打ち消す。政策具体化で「多様な関係者との連携を深化」と書くのは、負担の社会化を進める宣言に読める。国は民間価格・調達への介入を減らし、税とエネルギー賦課を削り、日本人の生活と産業を先を守るべきである。	
【意見内容】 小さな政府に反する規制・報告・「協創」の拡大を止めるべき 供給計画・製造計画の原則5 年化、主要事業者のL N G 調達・在庫の原則2 週間に1 回調査、供給計画への合成メタン・バイオガス・水素・スマートメーター台数等の追加は、行政の情報収集を肥大化させる。自由化後に製造・導管・小売を分けた結果、かえって国が「全体を見る」ために報告を増やすのは本末転倒である。 「持続性」「協創」は、競争を弱め、業界と行政の調整を常態化させる言葉である。新たな協議会・横展開事業・指針の積み増しは最小限とし、既存の保安規制と需給モニタリングに限定せよ。総括原価に物価・賃金の将来見込み（エスカレーション）を織り込み、変分改定の対象を広げ、処理期間を短縮する案は、インフレと賃上げを自動的に料金へ転嫁する仕組みであり、需要家保護ではない。事業者の経営努力を怠らせ、減税・物価抑制の方針と矛盾する。	供給計画・製造計画については、安定供給を支えるために、ガス需要の中長期的な予見性を向上させることが不可欠です。将来的な人口減少・一極集中による地方の社会基盤維持という課題が顕在化しつつあることを踏まえ、ガス事業者自身と国双方がそれぞれの目線でガス事業の予見性を高めるために、供給計画・製造計画の期間を一律5 年間とし、様式の変更を行うこととしました。 ガス事業者が安全性向上や新規需要開拓、人口減少等への対応も含めた新たな投資を進めるためには、各事業者がガス事業において適正な収益を確保することが重要です。ガス導管事業者が自助努力により料金を抑制することを前提に、必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備を行うこととしました。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 2026 年度中の省令改正を急がないこと 供給計画、託送料金、合成メタンの情報開示、オンサイトメタネーション規制緩和、L N G 基地第三者利用などを年度内に一括改正する進め方は、パブリックコメントを通過儀礼にする危険がある。少なくとも、合成メタン・バイオガスの費用転嫁とエスカレーション算入は分離し、需要家負担の試算（標準家庭・中小工場の年額）を示してから再募集すべきである。	本とりまとめ案を受けて行う具体的な制度改革や指針の見直しについては、今回のパブリックコメントとは別にあらためて、行政手続法に定められたパブリックコメントおよび必要に応じ任意のパブリックコメントを行うことを予定しています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 任意の意見募集だけで法令改正を進めないでください。 本件は行政手続法に基づかない任意の意見募集ですが、本案は、ガス事業託送供給約款料金算定規則等の法令改正を行うと明記しています。 今回の意見募集をもって、今後の省令、算定規則、指針等についての意見聴取を済ませたことにしてはなりません。 具体的な算式、指標、事後調整、情報公開、審査手続が示された段階で、改めて行政手続法に基づくパブリックコメントを実施してください。その際には、新旧対照表、料金影響の試算、選択肢の比較、消費者への影響評価、検討過程の資料を公開し、十分な募集期間を確保してください。 本案は「ガス料金の最大限の抑制」を掲げながら、実質的には、事業者が将来費用、金利上昇、投資費用等を料金から回収しやすくする制度を具体化する一方、消費者への自動返還、低所得者保護、供給停止防止、異議申立て等を具体化していません。 事業者の持続可能性だけを制度で保障し、需要家には値上げの説明だけを与える仕組みを「需要家利益の保護」と呼ぶことはできません。 生活に不可欠な公共インフラとして、料金の負担可能性、透明性、過大徴収分の自動返還、独立監視、消費者参加を制度の中心に置くよう、全面的な再検討を求めます。	
「これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性」について	
【該当箇所】 P5 からP11 3. （1）目的に照らした現状の評価	2017 年4 月の小売全面自由化後に小売料金規制の経過措置を設けることとした旧一般ガスみなしガス小売事業者について、着実に経過措置の解除が進んでおり、2026 年10 月時点で、経過措置の対

特に 2 ガス料金の最大限の抑制（P7）、3 メニュー多様化と事業機会拡大（P8）、全体の「一定の成果」評価 【意見内容】 「一定の成果」との総括は甘く、料金抑制目的は未達と明記すべきである。この評価を前提にした今後の方向性に反対する。 【理由】 自由化・法的分離後も、国際市況に加え、監視・登録・託送審査・組織分離のコストが残った。スイッチングが増えても託送は逃れられない。成果を過大評価すると、失敗を認めず制度を足す誤った結論になる。減税派の立場から、家計のガス負担が十分下がったとは言えない。	象になっていた事業者 12 社のうち、経過措置が残置されているのは残り 3 社となり、大手 3 社のエリアはすべて経過措置が解除されています。電力・ガス取引監視等委員会による特別な事後監視において、解除された事業者が「合理的でない値上げを行った」旨の指導をされた事例も確認されておりません。また、ガス小売料金は原料費の変動によりガス料金単価は大きく上下するものの、各ガス小売事業者の自助努力もあり、原料費以外の mあたり単価は減少傾向にあり、これらの状況を踏まえて、ガスシステム改革の目的の一つである「ガス料金の最大限抑制」も一定の成果が見られると考えています。他方で、足下でもガス小売料金の値上げを行うガス小売事業者が存在していることから、経過措置の解除が進んだ状況における一般的な市場監視の一環として、料金水準の確認を継続していく方針としています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 自由化の検証として不十分な点 小売全面自由化と法的分離の「一定の成果」は過大評価である。料金は原料費に支配され、家庭の実質負担軽減は限定的である。一方で、製造・導管・小売の分断は災害時の一体復旧や長期調達の責任所在を分かりにくくした可能性がある。本案は分断を前提に「国が情報を集めて調整する」方向へ進んでおり、改革の副作用を改革で上塗りしている。経過措置料金の残置をダシに監視を永続化することも避けるべきである。競争で価格が下がらない領域は、規制を増やすのではなく、独占部門のコスト監査を厳しくし、不要投資を削ることである。	
【意見内容】 ガスシステム改革の検証にあたっては、「自由化による競争促進」という大義名目が事実上破綻し、大手事業者の利益確保や複雑な料金プランによる「囲い込み」、さらには原料高に託けた安易な値上げ転嫁により庶民の生活費が圧迫されている現状を猛省すべきです。ガスは国民が生きていく上で片刻たりとも欠かすことのできない「絶対的な生活必需品」であり、市場のマナーゲームや民間企業の採算追求のツールにさせるべきではありません。	
【該当箇所】 P12 から P14 3.（2）経済社会情勢の変化 1 エネルギー安全保障リスク 2 国際的な GX・DX 3 国内の経済社会構造の変化（人口減少等） 【意見内容】 情勢変化を理由に制度を厚くする論理に反対する。安全保障は備蓄・調達多元化で、GX は市場と技術で対応すべきである。 【理由】 報告頻度や託送算入は LNG を増やさない。GX 加速を「流れ」として受け入れると、高い合成メタン等を全需要家に転嫁する道が開く。国内構造変化には外国人増加も含まれるのに、日本人の可処分所得・国内雇用を優先する記述がない。	ロシアによるウクライナ侵略や、予期せぬプロジェクトの事故発生、中東情勢の変化等、エネルギー安全保障リスクは高まっており、国としても時々刻々と変わりうる LNG の調達状況を把握することは重要であることから、LNG 基地を所有している主要な都市ガス事業者の LNG の調達計画、受入・払出・在庫予定量について、非公開を前提に定期的な調査を行うことを考えております。なおこれまでも、JOGMEC による LNG の調達に関する 2022 年のガス事業法改正や、戦略的余剰 LNG、地域連携スキーム、全国連携スキームといった、調達多角化や緊急時支援体制の確立を進めております。また GX については、主要排出国を含む全ての国の取組が重要であり、脱炭素に伴うエネルギー需給構造の転換を自国の経済成長に結びつけようとする動きが世界で広がる中、我が国としても、GX の取組を加速させることは、エネルギー安定供給につながることも、我が国経済を再び成長軌道へと戻すためにも重要と考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P14 から P15 3.（3）直面している課題と目指すべき方向性 「安定供給の確保、GX 社会への貢献、適正な取引環境の確保」「持続性の確保や関係者による協創」 参考図 14 【意見内容】 目指すべき方向性から「料金の最大限の抑制」を後退させ、「協創」を掲げることに反対する。 【理由】 協創は国・業界・地方が負担を分け合う言い換えになりやすい。分ける相手は最終的に日本人需要家である。競争と退出を避け、制度で存続を支えるのは過剰介入である。日本人の生活コストを上げる GX 貢献は優先すべきでない。	ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は変化を続けており、国際エネルギー情勢の変化とそれに伴う天然ガス価格の高騰等のリスクへの対応、DX や脱炭素化に向けた対応の加速化、インフレの進行、人口減少・大都市圏への一極集中とそれに伴う社会基盤の維持等、新たな課題が生まれています。大手事業者や地方事業者、新規参入事業者といった多様なガス事業者が存在する中で、経済社会情勢の変化による新たな課題のうち個々の事業者だけで対応が困難なものについては、様々な関係者が連携して対応することがより求められる面も想定されます。持続可能なガスシステムを構築していくためには、安定供給の確保、GX 社会への貢献、適正な取引環境の確保を目指し、これまでの市場競争や効率性の追求が中心の視点に加えて、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点から対応を進めていくことが重要です。こうした視点を踏まえ、今後もガスシステムを取り巻く状況の変化にあわせて、制度の不断の見直しや業界と連携した取組を進めてまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
「持続的な事業運営を通じた安定供給の確保」について	
【意見内容】 海外資源リスクに対する実効性ある防衛策の担保 日本のガス事業は LNG の大部分を海外からの輸入に依存しており、上流工程や調達において海外エネルギーメジャーや国際情勢の動向に左右されやすい構造的な脆弱性を持っています。 自由化や規制緩和を推進するにあたっては、地政学リスクや国際価格の高騰局面において、国内の安定供給が損なわれず、それが直接的に一般消費者のガス料金高騰へと安易に直結しないためのセーフティネットを明確に位置づけてください。	原料である LNG の調達価格の変動をガス料金へ反映する原料費調整制度は、事業者の効率化努力を透明化するとともに経済情勢を迅速に料金に反映させるために必要であると考えております。原料費調整制度では、原料価格の大幅な上昇時の需要家に対する影響を緩和するために、自動的に調整される幅に一定の上限を設定し、原料費が高騰しても需要家料金への反映には一定の抑制をすることとなっております。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 「安定供給の確保に向けた対応」について 有事や災害時のエネルギー供給の強靱化（レジリエンス）を高めるためには、大規模集中型の電源（原発など）に依存するのではなく、各地域で都市ガスや LP ガス、再生可能エネルギーなどを組み合わせた「分散型エネルギーシステム」を強化することが不可欠です。今回の改革において、原子力へ依存しないことを前提とした、多様で自立的な分散型エネルギーの供給計画およびネットワーク整備のルール作りを求めます。	災害時のレジリエンス向上等の観点からエネルギーインフラの分散化が重要であり、強靱性の高いガス導管を活用したコージェネレーションシステムやガスヒートポンプエアコン等の導入は分散化に資するものと考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 5 ページ 天然ガスの安定供給の確保 【意見内容】 自然災害時における LNG ロリーの輸送確保 地方部の LNG サテライト施設では、都市部のように導管を用いた天然ガスの受入はなく、原料の搬入を LNG ロリーによる陸上輸送に依存しています。このため、LNG サテライト施設を運用するガス事業者にとって、道路交通の途絶は原料調達の停止に直結する重大なリスクとなります。 従前より、タンク在庫の積増しや原料調達ルートの大線化などを検討実施しておりますが、昨今の自然災害の激甚化やそれに伴う交通規制（主要道路の予防的通行止め）を踏まえると、特に厳寒期においては更なる対応が必要ではないかと考えます。すなわち、大雪その他の自然災害により、高速道路や一般道路の通行止めが長時間にわたって継続した場合においても、都市ガスを安定的に供給するための対策を予め講じることです。 人口減少等に伴い経営環境が一層厳しくなる中、タンク増設といった巨額の設備投資判断は困難であり、一事業者としての対策には限界があります。したがって、官民連携でこういった対応が考えられるかまずは協議できないでしょうか。例えば、翌日にガス供給支障が不可避となる場合には、交通規制（予防的通行止め）下であっても LNG ロリーを緊急通行できる、道路管理者・警察・地方公共団体及びガス事業者が速やかに情報共有・連携できる体制を整備しておくといった発想です。	豪雪等の災害時のローリーによる LNG 輸送について、災害による被害状況・地域・事業者ごとの事情を踏まえて対応することが重要であると考えており、いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。

地方部特有の課題と言えますが、自然災害時における LNG の輸送を最大限に確保するための措置をご検討いただきたいと思います。	
【意見内容】 LNG の調達、受入、払出、在庫等の把握を強化し、供給計画をより長期的な視点で確認していく方向性につきましては、エネルギー安全保障及び都市ガスの安定供給の観点から重要ではないかと考えており、基本的に賛成いたします。 その上で、今回強化される監視・情報把握を、既存の危機対応策へどのように接続していくのかについて、さらに明確にさせていただく必要があるのではないかと考えております。 そのため、問題は「危機対応策が存在するかどうか」というよりも、 「今回強化する監視によって異常をどのように検知するのか」 「その情報をどのように需給ひっ迫の程度や対応段階の判断へ反映するのか」 「どの段階で既存の危機対応策へ移行するのか」 「誰がその判断を行うのか」 「政府・事業者の対応状況を国民・需要家へどのように説明するのか」 までを、一つの危機管理体制として接続していくことなのではないかと考えております。 また、長期契約によって LNG を契約上確保していたとしても、輸送経路や船舶等の問題によって、実際には日本へ到着できない可能性もあるかと思われます。 そのため、安定供給を評価する際には、契約数量や帳簿上の在庫量だけでなく、「実際に日本へ到着可能な供給量」という実効供給力の考え方も、あわせて重要になってくるのではないのでしょうか。 今回把握される調達、受入、払出、在庫等の情報についても、この実効供給力の評価に活用していただき、その結果を既存の危機対応策の発動判断へつなげていただくことをご検討いただければと考えております。	エネルギー安全保障リスクの高まりにあわせ、引き続き戦略的余剰 LNG、地域連携スキーム、全国連携スキームといった施策と併せて都市ガスの安定供給に向けた対応を行ってまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 供給計画等の見直しにおける監視の維持 供給計画の期間延長などの規制緩和にあたっては、事業者の予見可能性や効率化ばかりが優先され、緊急時や災害時、あるいは事業者撤退時における国民への安定供給義務が骨抜きにされないよう、国による監視・統制機能を維持・強化することを求めます。	供給計画・製造計画については、安定供給を支えるために、ガス需要の中長期的な予見性を向上させることが不可欠です。将来的な人口減少・一極集中による地方の社会基盤維持という課題が顕在化しつつあることを踏まえ、ガス事業者と国が双方の目線でガス事業の予見性を高めるために、供給計画・製造計画の期間を一律 5 年間とし、様式の変更を行うこととしました。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P16 4.（1）1 供給計画・製造計画を原則 3 年から一律 5 年へ延長、LNG 調達・在庫の情報捕捉（主要事業者の定期調査） 【意見内容】 計画期間の一律延長と LNG の高頻度調査の制度化に反対する。 【理由】 民間の調達・在庫判断を国がより長く、より細かく把握するのは監視の拡大である。安定供給に必要なのは現場の契約と在庫であり、隔週報告ではない。行政コストは料金に乗る。介入縮小こそ検証の結論であるべきである。	
【該当箇所】 3.（1）① 天然ガスの安定供給の確保（5～6 ページ） 4.（1）② 今後の社会構造の変化を踏まえた、必要な人材確保・育成、スマート保安を含む省人化・省力化などの事業基盤維持・整備の取組（17 ページ） 【意見内容】 大規模災害時における対応も含めた保安業務について、新規参入者を含むガス小売事業者と一般ガス導管事業者の連携・協力体制が確実に機能しているか、今後の事業環境の変化も踏まえ、継続的に確認・検証することを要望する。 【理由】 市場競争が進展する一方で、大規模災害時には、日本ガス協会を通じた既存ガス事業者間の連携により復旧が行われている実態がある。こうした実態を踏まえ、小売自由化による市場競争と、災害時の復旧や日常の保安を支える体制を両立させる観点から、事業者間の連携や保安体制の在り方について継続的に検証することが重要である。	令和 8 年熊本地震においては、災害時連携計画に基づき、被災事業者から一般社団法人日本ガス協会への応援要請に応じる形で、ガス事業者 6 社が応援隊を派遣し都市ガスの復旧作業にあたりました。引き続き、産業構造審議会ガス安全小委員会の議論を踏まえながら、こうした災害への対応も含めた災害時のガス事業者間の連携のあり方等の検討を進めることが重要であると考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 今後、人口減少・高齢化を受け、更なる担い手不足が予測されるため、DX・AI等の活用による省人化・省力化が急務であり、現在働いている従業員に対する教育に加え、DX・AI等の専門人材の採用や、設備導入・システム開発への投資が必要であり、最適化・付加価値創出の観点でも、多様な関係者による協創・協調が重要となっている。（p17） 【意見内容】 小売事業者間で様々なリソース（開栓出向作業における人的リソース、スマートメーターの遠隔操作利用など）を共同利用できるよう、制度・ルール整備の検討をお願いしたい。 特に、スマートメーターのサービス料金については、現在小売事業者による特定負担とされているが、一般負担化し託送料金で広く回収する運用をご検討いただきたい。 【理由】 自由化当初も予想された人口減少の影響は現在顕在化し、とりわけ季節変動が大きく作業量が読みにくい開閉栓作業要員の確保に苦慮している。 同一エリアで複数の小売事業者が、いつ発生するかわからない開閉栓要員の体制を組むことは非効率であり、保安水準を維持しつつリソースの共同利用を可能とする仕組みを整備することで、業界全体の効率化および安定的な事業運営に資すると考える。	ガス事業法では、災害発生の防止等に関し全てのガス事業者による連携・協力が定められています。また、ガス事業の担い手確保の課題が顕在化していることなどを踏まえ、今後、スマート保安を含む省人化・省力化の取組の全国展開や人材確保に向けた取組といった保安レベルの持続的な維持・高度化に向けた対応が必要と考えています。スマートメーターに関して、現在大手事業者を中心に導入が開始したところですが、普及の状況を踏まえつつ、スマートメーターに付随する機能のうちガス導管事業の運営にあたって必要であると見込まれるものについて、対応する費用の託送料金への算入可否を検討する必要があると考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】人口減少等への対応も含めた新たな投資（18 ページ） 【意見内容】 ・スマートメーターの活用方法の拡大および費用の託送料金での回収を記載すべき 【理由】 ・人口減少等への対応も含めた新たな投資を進めるため、一般ガス導管事業者等の事業者が適切に費用を回収できる料金制度とする旨の記載あり。 ・物理的閉栓のための再訪問や調整については、今後の保安人材の減少をふまえ、効率化すべきであり、開・閉栓の対応についてスマートメーターで対応可能とすべきものと思料。 ・また、1 時間使用量の取得等、新規のサービスの開発には、スマートメーターからの情報により小売事業者が受ける恩恵は大きい。 ・これらの情報提供等については、各小売事業者のサービスの充実につながるため、すべての小売	

事業者に対して公表し、必要な費用については託送料金で回収すべきものと思料。	
【該当箇所】 スマートメーター（6 ページ） 【意見内容】 ・スマートメーターの全数取替完了までの目途を記載すべき 【理由】 ・ガス事業におけるスマートメーター取替は電気事業に比べ大きく遅れている。 ・需要家の立入拒否等による物理的閉栓ができない場合、託送契約を解約できず、小売契約においても不要な契約継続が発生している。 ・物理的閉栓のための再訪問や調整は人的・時間的負担が大きく、将来的に人材が減少していくことを踏まえると効率化すべきものであり、課題の解決のため、スマートメーターへの早期取替完了が必要と思料。	大手事業者や地方事業者、新規参入事業者といった多様なガス事業者が存在する中で、スマートメーターの全数取替完了時期を定めることは困難である可能性があるため、まずは、足下大手事業者を中心に導入が進みつつある状況について、国が供給計画を通じて把握するとともに、普及を促進していくことが重要であると考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 今後の社会構造の変化を踏まえた、必要な人材確保、事業基盤維持・整備の取組（17 ページ） 【意見内容】 ・将来的に深刻化する保安人材不足への対応および保安水準の持続的な維持・向上を図る観点から、電気事業法における『みなし設置者』による法定管理者の選任制度も参考としつつ、一定の要件および監督の下で、ガス主任技術者の外部委託制度を導入すべき。 【理由】 ・人口減少・高齢化に伴う保安業務の担い手不足への対応や、人材確保・育成、省人化・省力化の推進が重要課題として整理されている。 ・ガス小売事業者として「ガス小売事業の用に供するガス工作物」の保安の監督を実施するためのガス主任技術者の確保は今後さらに困難になることが想定されるため、保安水準の確保を前提として、限られた保安人材を有効活用できる外部委託制度の整備に向けた検討を要望する。	保安業務の担い手不足への対応の観点も含めて、ガス主任技術者については一定の要件の下での兼任が認められており、また、認定高度保安実施事業者制度の創設など保安レベルの維持・高度化の取組を進めているところ、いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 持続的な事業運営を通じた安定供給の確保（16 ページ） 今後の社会構造の変化を踏まえた、スマート保安を含む省人化・省力化などの事業基盤維持・整備の取組（17 ページ） 【意見内容】 ・メーターガス栓の物理的閉栓は、ガス小売事業者ではなく、ガス導管事業者が実施するよう整理すべき。 【理由】 ・メーターガス栓の物理的閉栓は、長期間開閉していないような場合等、操作による漏えいリスクを伴う保安上重要な作業であることから、ガス工作物の保安責任を担うガス導管事業者が実施することが適切である。 ・現状、オートロック物件等の理由で閉栓作業が実施できない場合、需要家移転後も託送契約は継続することから、物理的閉栓は託送供給の終了を目的とした作業となっている。このため、託送契約の当事者であり、ガス工作物の保安責任を有するガス導管事業者が実施主体となることが合理的である。 ・さらに、今後普及が見込まれるスマートメーターでは遠隔閉栓機能の活用が可能となることから、閉栓業務はガス導管事業者が主体的に実施することが効率的であり、スマート保安による省人化・省力化の観点からも制度の整合を図るべきと考える。	災害その他非常の場合におけるガスメーターの閉栓については、保安の確保のため一般ガス導管事業者も行っております。他方で、平時におけるガスメーターの閉栓については、需要家とガス小売事業者との契約に関係する業務のため、ガス小売事業者が行うのが効率的と考えます。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 今後の社会構造の変化を踏まえた、スマート保安を含む省人化・省力化などの事業基盤維持・整備の取組（6 ページ・17 ページ） 【意見内容】 ・災害対応体制の見直しに係る影響を踏まえ、ガス安全小委員会で議論された保安業務の合理化および今後の制度の方向性についての記載を追加すべき。 【理由】 ・第 26 回のガス安全小委員会において、復旧の迅速化、動員数の削減、作業員の安全確保等の観点から、遠隔での保安閉開栓が可能なスマートメーター等の導入を進めるべきと記載されている。また、ハード対策（耐震化等）に加え、スマートメーターの普及による復旧の合理化を図ると記載されている。 ・加えて第 27 回ガス安全小委員会において、第 26 回の内容について、「①スマートメーター等の導入に係るロードマップ策定」「②大規模災害時の保安業務のあり方（費用負担を含む）」について別途検証を進めると記載。 ・災害対応体制の見直しは、保安人材の確保・育成、人員配置、設備投資計画等の事業計画の策定に大きく影響することから、制度検討の進捗や将来的な運用の方向性を報告書に記載すべきと思料。	産業構造審議会ガス安全小委員会で行われた議論のうち、持続的なガスシステムの構築や都市ガスの安定供給確保、需要家保護等への関係が深い内容について、必要に応じガス事業環境整備WGでも議論を行っており、今後も双方の審議会での議論の連携を図ってまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 4.（1）③ 経済社会構造の変化に対応した料金制度の在り方（18～19 ページ） 【意見内容】 労務費や資材価格の上昇を託送料金へ適切に反映するため、公的指標に基づくエスカレーション（変動見込み）の算入が示されたことを評価する。 そのうえで、本見直しが単なる事業者の収支改善にとどまることなく、現場人材の確保や処遇改善につながるよう、託送料金の審査や事後評価のプロセスにおいて、労務費等の反映状況を適切に確認・評価する視点を取り入れることを要望する。 【理由】 ガス事業におけるお客さま・社会の安心・安全の確保は、保安・施工・設備維持管理等を担う現場人材によって支えられている。しかし近年は、労務費、資材価格の上昇に加え、担い手不足の深刻化により、固定費や修繕費、労務費の増加を十分に吸収できない状況が続いている。 このような状況のなか、エスカレーションの算入により労務費等の上昇分を適切に託送料金へ反映できるようになったとしても、その効果が現場人材の確保や処遇改善、保安体制の維持・強化につながらなければ、将来にわたり安定供給と保安を維持することは困難となるおそれがある。 このため、託送料金の審査や事後評価のプロセスにおいては、算定された労務費等が、協力会社を含む現場の人材確保や処遇改善、保安体制の維持・強化に適切に反映されているかを確認・検証することが望ましい。また、経営効率化を過度に求めることにより、労務費や修繕費が必要以上に抑制され、保安水準の低下を招くことのないよう、引き続き適切な原価算定が行われることが重要で	ガスシステム改革以降、人口減少等の社会構造変化がより顕著になっている中でも、引き続きガス事業が健全に発展し、地域に貢献していくためには、ガス事業者が必要に対して安全性向上や新規需要に対応するための供給インフラ設備への投資や、人口減少等への対応を念頭に置いたDX・AI等の活用に係る設備・人材等への新たな投資が求められています。ガス事業者が価格も含めてより良いサービスを提供しつつ、必要な投資を行うことにより事業基盤を維持していくため、ガス事業における収入の予見性を確保していくことも引き続き重要です。一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業における託送料金について、物価や人件費等の上昇、担い手不足など、ガス導管事業者を取り巻く事業環境が変化する中でも、事業者が自助努力により料金を抑制することは前提ではありますが、事業者が必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備を行うこととしました。 一般ガス導管事業者の託送料金については、毎年度各事業者が公表する託送収支計算書に対する事後評価を行っており、料金改定が行われた後にも託送収支の状況を把握することとしています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。

ある。 【該当箇所】 P18 から 4.（1）3 経済社会構造の変化に対応した料金制度 託送料金への物価等変動の織り込み、変分改定の対象拡大、事業報酬率の算定見直し、変分改定の標準処理期間見直し 【意見内容】 託送への物価・賃金見込みの織り込みと変分改定の拡大に反対する。 【理由】 託送は全利用者が払う。物価・賃金を制度的に転嫁すれば、インフレが料金に固定される。これは減税の逆で、隠れ増税である。報酬率見直しが投資保証に使われれば、規制料金的な保護の復活である。能率的経営の圧力を弱める。 【意見内容】 将来の物価上昇等を料金原価へ先取りする制度に反対します。 本案は、消費者物価、賃金、建設工事費等の将来の変動見込みを「エスカレーション」として託送料金の原価に算入するとしています。 これは、まだ発生していない費用を予測に基づいて消費者から先に徴収する制度です。事業者の費用回収を容易にする一方、予測が実績を上回った場合に、過大徴収分をいつ、どのような計算で需要家へ返還するのかが定められていません。 本案に書かれているのは、原価算定期間終了後の事後評価などの時点で、予測値と実績値を「確認する」という方針にすぎません。確認するだけでは消費者の権利は守られません。 過大徴収分の自動返還、返還期限、利息の付加、需要家への通知、算定結果の公開を法令上義務化してください。それができない限り、将来予測を原価へ算入する制度を導入すべきではありません。 また、物価、賃金、工事費等が下落した場合にも、同じ算式で確実に料金を引き下げる完全に対称な制度としてください。費用上昇だけを迅速に転嫁し、費用低下時の還元を曖昧にすることは認められません。	
【意見内容】 事業報酬とリスクプレミアムの上乗せを再検討してください。 本案は、事業報酬率の算定に公社債利回りとリスクプレミアムを用い、リスクプレミアムが零を下回る場合は零とするとしています。 この設計では、プラスのリスクは事業報酬へ反映する一方、マイナス分は切り捨てられます。自然独占事業の料金に、支払利息や株主配当等に充てる事業報酬を含め、さらにリスクプレミアムを加算するなら、その必要性、算式、参照データ、料金への影響を全て公開し、消費者側が検証できるようにする必要があります。 法的分離された導管事業者について、一体会社としての資金調達実態を理由に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の社債利回りを利用することにも疑問があります。法的分離の趣旨との整合性を具体的に説明してください。 事業者の利益確保に関する変更だけを先行させず、効率化による超過利益の還元、役員報酬、広告宣伝費、関連会社との取引、不要不急の投資等を厳格に査定する仕組みを同時に設けてください。	他人資本報酬率の算定方法の見直しについては、これまで大手ネットワーク3社の平均有利子負債利子率を基に算出していたところ、各社の借入のタイミングや長期融資・短期融資の割合などの固有要因による影響を受けることがあったため、市場金利等の経済環境の変化を適時に反映する観点から見直しを行うものであり、一般的に民間企業の社債レートは国債等の公社債より高いレートとなるため、リスクプレミアム値を加算するものです。また、事業報酬率の算定方法はガス事業託送供給約款料金算定規則により定められているものであり、算定に用いる数値は経済産業大臣が別に告示しています。法的分離を行ったネットワーク会社については、ネットワーク会社のみの資金調達状況をもとに算出した値をリスクプレミアム値の算出に用いることは実態に沿わないこととなるため、大手3社の新発社債利回りをを用いることとしました。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 料金改定審査の短縮に反対します。 本案は、特定費用だけを対象とする変分改定の標準処理期間を、現行の4か月から2か月へ短縮するとしています。 しかし、料金転嫁を迅速化する一方、過大徴収分の返還、値下げ、需要家による異議申立て、第三者検証を迅速化する制度は示されていません。これは事業者により利方向だけへ制度を加速させるものです。 審査期間を短縮するのであれば、申請資料、算定根拠、契約先、単価、数量、既存料金への影響を速やかに公開し、消費者団体や専門家による検証期間を確保してください。処理期間の短縮を理由に、審査や意見聴取を形骸化させてはなりません。	本とりまとめ案にて行うこととした託送料金の変分改定における標準処理期間の短縮は、審査内容を変更するものではありません。審査は電力・ガス取引監視等委員会からの意見を踏まえて行われており、第三者による検証が行われております。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 ガス事業法に基づく託送供給約款の認可について、変分改定の審査の際は当該費用のみを審査することから、変分改定時の標準処理期間を現行の4月から2月へ見直すこととする。（p22） 【意見内容】 変分改定の審査・認可スケジュールについては、託送料金改定の実施日までに小売事業者が十分な準備期間を確保できるよう、余裕を持った設定としていただきたい。 【理由】 託送料金が改定された場合、多くの小売事業者において小売料金の改定が必要となることが想定される。小売事業者は、料金メニューの見直し、約款等の改定、システム対応、需要家への周知・説明などの対応を行う必要があり、これらを適切に実施するためには十分な準備期間が不可欠である。十分な準備期間の確保は、需要家の混乱防止や料金改定に対する理解促進にも資するものと考ええる。 <根拠となる出典> 第10回ガス事業環境整備WGの資料3における35スライドにおいて、スケジュール例として小売料金見直し判断、システム改修・周知の期間が1～2か月で提示されており、お客さまサービスの面からも対応は極めて困難であると認識。	託送供給約款の認可のうち変分改定については、審査にあたって当該費用のみが審査対象となることから、標準処理期間を現行の4月から2月へ見直すことといたしました。標準処理期間は審査に要する期間であり、託送料金認可後の小売事業者による料金改定や需要家周知等の期間については、従来から制度の変更は生じないものと考えています。
「ガスを通じた多様な関係者によるGX社会への貢献」について	
【意見内容】 「脱炭素化」と称して 代替ガスへの転換を謳っているが、そのガスを作る方法が、化石燃料や原発などの熱機関電力に頼ってては、元も子もない（それどころか、無駄が増えて一層温暖化を加速させてしまう）。 必要なのは ガスの採取または生成から 使用・廃棄に至るまで、廃熱や 温室効果ガスを なるべく発生させない方法を選ぶ事である。 また「国外の地政学リスクの高まりやAIの普及による電力需要構造の変化等」と有るが、AIにしても、データセンター1基地局の消費電力だけで、その地域の電力需要を 数倍に跳ね上がらせてしまうという、全く持続可能性の無い代物だ。 常軌を逸した電力を消費し結果的に廃熱として放出するデータセンターを認めてしまえば、その電源が如何なる物だろうと、地球温暖化を現在の何倍も加速させてしまうことは、多くの研究者が警告している。	天然ガスについては、カーボンクレジットを用いた脱炭素化、さらに合成メタンやバイオガス等の導入による燃料自体の脱炭素化を段階的に組み合わせていくことで、我が国のGXへのガス事業の貢献の最大化を図っていくこととしています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。

エネルギー需給どころか地球全体を破綻させる政策こそ、エネルギー政策として見直し、撤回すべきである。	
【該当箇所】 4.（2）② 燃料転換の推進等を通じた天然ガス高度利用による熱需要の低炭素化の推進（23 ページ） 【意見内容】 燃料転換を通じた熱需要の低炭素化の重要性が GX 社会への貢献として示されたことを評価する。そのうえで、地方に燃料転換のポテンシャルがあることが示されていることについて、現在も他燃料が利用されている背景には、初期投資や設備条件、経済性等の様々な課題があると考えられる。また、都市ガスへの燃料転換には高度な技術や専門人材を要する案件も多く、地方ガス事業者が単独で対応することが困難な場合も想定される。 このため、大手事業者と地方ガス事業者との連携を促進する仕組みづくりを進めるとともに、地方公共団体や需要家に対する情報提供および必要な財政的・技術的支援を継続的に実施することを要望する。 【理由】 熱需要の低炭素化に向けた燃料転換は、GX を推進するうえで有効な取り組みである。一方、他燃料を利用している需要家には、設備更新に伴う初期投資や運用コスト、立地条件や設備条件など、多様な課題が存在している。 また、都市ガスへの燃料転換は、設備設計や施工を含め、高度なエンジニアリング力や技術・ノウハウが求められる場合が多い。限られた経営資源や専門人材で事業を運営する地方ガス事業者にとっては、単独で案件を推進することが難しいケースも想定される。 地方における燃料転換のポテンシャルを着実に引き出し、地域の熱需要の低炭素化を進めるためには、事業者の自助努力のみに委ねるのではなく、大手事業者が有する技術やノウハウを地方事業者へ共有・展開できる連携体制を構築するとともに、地方公共団体や需要家に対する情報提供、財政面・技術面での支援を一体的に進めることが重要である。	より効率的な熱需要の低炭素化に向けて、需要を面的に捉えて燃料転換を推進していくことが重要です。地方ガス事業者においては、事業規模や技術面の制約から、大規模需要に対する燃料転換への対応が困難な場合もあり、大手事業者との協創が、効率的に燃料転換を進める鍵となります。いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。
【該当箇所】 P24 4.（2）3 カーボנקレジットの創出・活用 【意見内容】 クレジット活用をガス料金・制度の中心に据えることに慎重であるべきで、費用転嫁の正当化に使うことに反対する。 【理由】 環境価値の取引は投機と制度複雑化を招きやすい。需要家が理解できないコストが上乗せされる。減税・負担軽減と両立しない。	我が国のGX実現に向け、多様な手段を組み合わせることで検討を行うことが重要です。都市ガスは、電力と同様にカーボנקレジット等によるオフセットメニューの提供を通じ、需要家のGXに向けた取組に貢献することも可能であり、ガスシステム改革の目的でもある需要家の選択肢の拡大を担っています。小売料金は自由化しており、オフセットメニューを選ぶかどうかは需要家自身の選択であるため、需要家が理解できないコストの上乗せにはつながらないと考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 脱炭素（GX）投資および新技術導入コストの国民負担の抑制 今後、合成メタンなどの導入や関連インフラの維持・刷新が進められる際、その巨額な投資コストや研究開発費が、不透明な形で託送料金や一般のガス料金に上乗せされ、最終的に国民の生活を圧迫する仕組みとなることを強く懸念します。 コストの負担主体や算定根拠について、徹底的な情報の透明化と、消費者保護の観点からの厳格な審査を行ってください。	合成メタン等調達費については、資源エネルギー庁において、告示で定める基準に当該費用が適合するかを専門家の意見も踏まえつつ確認することとしています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P22 から p25 4.（2）GX 社会への貢献 1 貢献の在り方 2 燃料転換・熱需要の低炭素化 4 合成メタンやバイオガスへの燃料代替（割高分の託送原価算入に連なる方針） 【意見内容】 合成メタン・バイオガスの割高分を託送原価に載せ、全需要家に GX 費用を転嫁する方向に反対する。 【理由】 競争で選ばれない高いガスをネットワーク料金で強制負担させるのは市場の否定である。GX 支援は既に税と国債を使っている。その上に託送上乗せは二重取りである。日本人世帯と国内産業のエネルギーコストを、2050 年 CN の時間表より下に置くべきである。	我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、エネルギー自給率を向上すべく、「成長戦略」及び「分野別投資戦略」を踏まえ、危機管理投資の観点から大胆なGX投資を進め、脱炭素電源の最大限活用や天然ガス等への燃料転換を進めることとしています。現在、合成メタンの本格的な導入を見据え、サバティエ反応を活用した装置の大型化と、革新的メタネーション技術の研究開発という二本柱で技術開発を進めてきており、革新的メタネーション技術は、2040 年代の大量生産技術の確立を目指して取り組んでいる状況であり、引き続き合成メタンの社会実装に向けた技術開発の支援に取り組みます。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 再エネ・合成メタン・バイオガスの義務化と費用転嫁に反対する 2030 年度に供給量の 1 割 1 パーセント相当の合成メタン又はバイオガスを導管注入し、割高分を託送料金原価で回収する枠組みは、電力の再エネ賦課金のガス版である。合成メタンは再エネ電力で水素を作り二酸化炭素と反応させる高コスト・低効率な経路であり、バイオガスも量的制約が大きく、補助金と制度優遇なしには自立しない。これを「多様な手段の組み合わせ」と称して全需要家に転嫁することは、自由化の目的であった「料金の最大限の抑制」に明白に反する。 求める修正： - 合成メタン・バイオガスの導入義務・数量目標を削除すること - 割高コストの託送料金算入を認めないこと - カーボנקレジット・排出係数操作による「見なし脱炭素」を料金原価に入れないこと - 標準熱量の 40MJ/立方メートルへの移行検討を、費用対効果と需要家負担を示さない限り凍結すること 天然ガスへの燃料転換（石炭・重油からの転換）は実務的に合理的な場合がある。しかしそれは再エネ化でもカーボンニュートラルの達成宣言でもない。GX をガス事業の目的に格上げしてはならない。	託送制度を活用した導入コストの回収については、合成メタン等の調達費用と天然ガス価格との差分について、合成メタン等調達費として、託送料金に算入することを認め、合成メタン等を需要家に販売する小売事業者から回収する制度です。熱需要のGXに向けて合成メタン・バイオガスの導入は重要な選択肢の一つであり、大量生産技術の実現を目指しコスト低減を図るべく、研究開発を進めてまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 合成メタン等の費用転嫁とグリーンウォッシュを防いでください。 本案は、合成メタン等について託送料金制度を活用した導入コスト回収を進め、カーボנקレジットを利用したメニューも推進しようとしています。 しかし、技術的、経済的な実現可能性や実際の排出削減効果が確立していない事業の費用を、生活に不可欠なガス料金へ転嫁すべきではありません。 合成メタンの製造に必要な電力、原料となる二酸化炭素の由来、輸送過程を含むライフサイクル排出量、追加性、トレーサビリティ、二重計上防止を、独立した第三者が検証できる制度を先に整備してください。 カーボנקレジットで相殺したことを理由に、化石燃料の継続使用を実質的な脱炭素であるかのよ	託送料金制度を活用した導入コストの回収については、輸送過程を含むライフサイクル排出量等に係る整理を進めています。環境価値の表示については「ガスの小売営業に関する指針」において適切に促してまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。

うに表示することも認めるべきではありません。環境価値の誤認表示には、具体的な禁止規定、訂正義務、制裁を設けてください。	
【該当箇所】 4.（2）⑤ 様々なシナリオを踏まえた、多様な主体による中長期的な対応の方向性（25～26 ページ） 【意見内容】 多様な手段を組み合わせ、現実的かつ段階的に脱炭素化を進める方向性が示されたことを評価する。 そのうえで、将来的な合成メタンの導入等、GX 移行を進めるにあたっては、既存の都市ガスインフラや、現場人材が有する技術・技能やノウハウを有効に活用することが重要であると明確に位置づけるとともに、雇用や技術・技能の維持・継承にも配慮した公正な移行を進めることを要望する。 【理由】 2050 年カーボンニュートラルの実現および GX への貢献に向けては、脱炭素化を着実に進めるとともに、これまでガス事業の現場で培われてきた安心・安全を支える技術・技能やノウハウを維持・継承していくことが重要である。 また、合成メタン等の導入に際しては、既存の導管網や需要家とのネットワークをはじめ、これまで整備されてきたガスインフラを有効に活用することが、社会的コストを抑えながら円滑な移行を進めるうえでも重要である。 脱炭素化の進展に伴い、事業構造や求められる技能が変化するなかにおいても、現場で培われた技術・技能を次世代へ継承し、必要な人材が継続して活躍できる環境を確保することが、持続可能なガスシステムの構築につながる。 そのため、GX への移行にあたっては、既存インフラや人材を活用しながら、急激な事業構造の変化による雇用や技能への影響を抑え、人材の確保・育成・技術継承を含めた公正な移行の実現をはかることが必要である。	合成メタンは、従来の都市ガスインフラが利用可能である利点を活かし、雇用や技術・技能の維持・継承を進めながら、GX を目指すことを可能とする手段の一つと認識しています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
「需要家利益の保護に資する適正な取引環境の確保」について	
【該当箇所】 2 7 ページ ① 一般的な市場監視を通じた規律確保 【意見内容】 需要家保護を前提に事業者負担を軽減する新たな需要家通知方法の採用 当社において、ガス事業法第 14 条及び第 15 条に基づく説明・書面交付義務のうち、特に負担となっているのは、契約期間のみを自動更新する場合であっても、契約締結後書面を需要家ごとに交付しなければならない手続です。 選択肢として電磁的方法による交付といった手法はあるものの、需要家ごとに承諾を得ることに加え、需要家ごとに必要な情報を需要家自ら確認できる仕組みを整備する必要があります。このため、デジタル機器に不慣れな高齢層の需要家が多い地方部の事業者や、多額のシステム投資を行うことが難しい中小規模の事業者においては、電磁的方法への移行は容易ではありません。したがって、書面を個別に作成し、直接配布又は郵送する方法によって対応せざるを得ない場合が多く、事務作業及び郵送費の負担が大きくなっているのが実情です。 需要家保護の必要性については十分に認識しており、契約条件に実質的な変更を伴わない場合であれば、需要家が不利益を被る可能性は低いと考えられることから、需要家ごとの通知でなく、需要家群への通知として取り扱うことができないでしょうか。具体的には、契約期間のみが自動更新（予め定めた期間で延長）となる需要家で、契約期間に定めがある全需要家の契約期間が同一となる（例えば年度末で統一される）場合においては、供給地点特定番号の個別通知を不要とし、契約期間及び更新内容をホームページ等で一括して周知する、といった方法です。 人口減少や気温上昇、物価高騰など、事業環境が一層厳しくなる中、地域のエネルギー供給の担い手として、ガス事業を健全かつ持続的に運営していくために、需要家保護の観点を維持しながら事業者の事務負担も軽減できる、きめ細やかな仕組みを幅広くご検討いただきたいと考えます。	小売の全面自由化後においてもガスの供給に関するサービスの多様化・複雑化により事業の実態や競争環境も変化していく可能性があり、今後のガスの小売業の環境変化に応じて適時適切に制度改正や「ガスの小売営業に関する指針」の見直しを含めた検討を行っていくことが重要であると考えております。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P26 から p28 4.（3）適正な取引環境の確保 1 市場監視 2 卸取引・LNG 基地第三者利用の監視強化・指針見直し 3 経過措置料金の今後の検討 【意見内容】 監視・指針の追加見直しを「需要家保護」の名で増やすことに反対する。経過措置を新たな原価算入ルールで実質固定することにも反対する。 【理由】 需要家保護の本丸は価格低下である。監視を増やしても LNG は安くならない。指針改正で行為規制を足すのは介入拡大である。経過措置は競争で解消すべきであり、制度で利潤と投資を保証する方向は誤りである。	ガス小売事業者は、一部経過措置のある事業者を除き、自由競争の下で、消費者の方々に価格面も含めたより良いサービスを提供しながら、健全な経営基盤も確保していくことのバランスの中で料金を設定されており、原料費の上昇や物価高、人件費等の上昇といった状況変化を踏まえ、必要な値上げを行ってきています。小売の市場において経過措置の解除も含めて自由化が進展している中、需要家の利益の確保を図る観点からは、ガス小売事業者が需要家に対して明瞭・適切な情報発信を行っていくことは勿論のこと、電力・ガス取引監視等委員会がガスの取引・市場の監視を、事業者・需要家にとってよりわかりやすい形で行うことが重要であると考えています。経過措置料金規制については、現在着実に解除が進んでいますが、ガス事業における経過措置規制の在り方について今後ガスシステムを取り巻く環境の変化を踏まえて議論してまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 料金規制の解除を既成事実化しないでください。 本案は、経過措置料金規制の解除が進み、解除後に「合理的でない値上げ」として指導された事例が確認されていないことを、比較的料金抑制が働いている根拠として挙げています。 しかし、指導事例がないことは、不当な値上げや競争上の問題が存在しないことの証明にはなりません。監視範囲や判断基準が不十分であれば、問題があっても指導されないからです。 供給区域ごとの家庭用平均価格を 4 区域について公表するだけでは不十分です。契約メニュー別、使用量別、世帯構成別の負担、新規参入事業者の退出、切替率、市場集中度、卸価格と小売価格の差、解約条件、供給停止件数等を継続的に公開してください。 料金規制を解除するか否かは、形式的な事業者数だけでなく、実際に乗り換え可能な選択肢が存在するか、支配的事業者が価格決定力を持っていないか、低所得者、高齢者、地方の利用者が不利益を受けていないかを確認して判断すべきです。 競争が不十分な地域では経過措置料金規制を維持し、解除後に競争状況が悪化した場合には再指定できる制度を設けてください。	電力・ガス取引監視等委員会による特別な事後監視は、小売全面自由化後に経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（簡易ガス）の利用率が 50％を超える事業者について、標準的な小売料金の推移を定期的に確認していくことにより、原料費や託送料金等の上昇等に比して、小売料金の合理的でない値上げを行っていないかどうかを一定期間監視するものです。都市ガス（簡易ガス）利用率が 50％以下の事業者は、他燃料との競争が行われていると考えられることから、小売料金の合理的でない値上げが行われることは想定されにくく、特別な事後監視の対象とはなっていません。そのうえで、今後、監視等委による特別な事後監視が終了する中で、一般的な市場監視の一環として、小売価格の料金水準や、卸取引の運用面における課題について確認する必要があるため、電力・ガス取引監視等委員会の「自主的取組・競争状態のモニタリング報告」において、一定の条件を満たす 4 供給区域について、供給区域ごとの家庭用小売価格の平均単価を公表することとしました。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 「丁寧な説明」を消費者保護の代わりにしないでください。 本案の需要家保護策は、事業者による情報発信、契約書面の交付、平均料金の公表、一般的な市場監視に偏っています。 料金の仕組みを説明されても、生活に不可欠なガスを契約しないという選択が現実になけれ	ガス小売事業者は、一部経過措置のある事業者を除き、自由競争の下で、消費者の方々に価格面も含めたより良いサービスを提供しながら、健全な経営基盤も確保していくことのバランスの中で料金を設定しています。需要家の利益の確保を図る観点からは、ガス小売事業者が需要家に対して明瞭・適切な情報発信を行っていくことは勿論のこと、電力・ガス取引監視等委員会がガスの取引・市場の監視を、事業者・需要家にとってよりわかりやすい形で行うことが重要であると考えています。また、

ば、それだけで消費者保護にはなりません。自然独占性が強い生活インフラについて必要なのは、説明だけでなく、料金そのものを抑制し、生活を保障する規制です。 低所得世帯、年金生活者、障害者、乳幼児や高齢者のいる世帯、医療上ガスを必要とする世帯に対する社会的料金、支払猶予、供給停止の厳格な制限を導入してください。 人口減少によって利用者が減り、残った需要家一人当たりの導管維持費が上昇する場合も、地域住民だけに負担を集中させず、国による財政支援を含む全国的な負担の仕組みを検討してください。	ガス導管事業者の託送料金については、導管網という自然独占性の強いインフラを担い競争による料金抑制が期待できないことから、引き続き規制料金が採用されており料金改定には経済産業大臣の認可が必要となります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 スタートアップ卸を実施しているエリアにおいて、ヒアリング等を通じた定期的なモニタリングを実施する。（p27） 【意見内容】 スタートアップ卸に関するモニタリング結果については、・スタートアップ卸で提示される価格の妥当性に関する分析・契約締結に至らなかった主な要因の分析を行うなど、より踏み込んだ検証を実施いただきたい。 【理由】 スタートアップ卸の利用状況については、制度設計・監視専門会合における「自主的取組・競争状態のモニタリング報告」において定期的に公表されている。一方で、現状の公表内容のみでは、スタートアップ卸が実際に競争促進ほどの程度寄与しているのか、また契約締結を阻害している要因が何であるのかを十分に評価することが難しいと認識している。 制度の実効性を適切に検証し、必要に応じて制度改善につなげる観点からも、価格の妥当性や契約不成立要因等について、より詳細な分析・公表を行うことが望ましいと考える。	電力・ガス取引監視等委員会は、今後、スタートアップ卸を実施しているエリアにおける事業者へのヒアリング等を通じて協議の状況等を確認していくこととしております。ヒアリングの結果等を踏まえ、今後モニタリング、分析・公表の方法について検討してまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 卸取引の運用実態の把握（27 ページ） 【意見内容】 ・旧一ガス事業者の小売部門に対する卸価格と、他社への卸価格（提案価格）や設備利用契約の価格を検証すべき 【理由】 ・報告書上、「小売の市場において経過措置の解除も含めて自由化が進展している」との記載があるが、ガスリソースへのアクセス手段が充実していないことから、進展が十分とは言えないエリアが存在しているものと認識している。 ・現行制度下において、スタートアップ卸は、東京ガス・大阪ガス・東邦ガスエリアにおいて 1 事業者につき 100 万 m³/年と限定的であり、新規参入者に十分な卸供給が手当されているとは言えないものと思料。 ・さらなる競争・自由化の進展のためには、卸料金価格について、各社の標準料金レートおよび費用を踏まえた監視に加え、各エリアにおける実態価格（標準レートからの割引後の適用価格）を踏まえた監視も必要ではないか。 ・また、小売事業者にとっては供給力（熱量調整設備等）の確保が参入障壁となっていること、加えて、新規参入者は主にスイッチングにより需要獲得する（エリア全体での必要供給力は変わらない）ことを考慮すると、競争促進と過剰投資による社会的コストの増大を防ぐために、設備利用契約の監視も実施し、旧一ガス事業者が所有する既存設備の有効活用を促すことが必要ではないか。	
【該当箇所】 卸取引やL N G 基地の第三者利用等に関する監視とその状況を踏まえた検討（27 ページ） 【意見内容】 ・LNG 基地の第三者利用について、全国の利用検討申込件数、契約成立件数、実利用件数および利用に至らなかった理由等の実態を調査し、制度が実質的に機能しているかを検証すべき。その結果、料金水準、契約期間、運用条件、約款外業務等が利用障壁となっている場合は、制度の見直しを検討すべき。 【理由】 ・制度上は利用可能であっても経済性および運用面の課題から実際の利用に至らない事例が存在することから、全国大で利用実績や利用に至らなかった理由を含めた実態把握を行い、制度目的に照らした実効性を検証する必要がある。特に、料金水準、契約期間、申込期限、受払・在庫管理条件、約款外で必要となる付帯業務等が、利用希望者の参入や利用拡大の阻害要因となっていないか確認すべき。	2026 年 6 月に、L N G 基地の第三者利用に関して、「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」として、「ガス製造事業者が、直ちに自社の事業活動に支障を与える等の合理的な理由なく、製造等委託者に対し十分に説明を行わないことにより、製造等委託者が基地利用に係る検討を行う上での予見可能性を著しく損ない、製造等委託者を不当に交渉上困難な立場に置くこと」が業務改善勧告の対象となり得る旨を「適正なガス取引についての指針」に追記するよう、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に建議が行われました。それを受け、建議があったとおり「適切なガス取引についての指針」への追記を行うこととしました。今後も事業環境を取り巻く変化に応じて、各ガス事業者の事業規模や安定供給の担い手としての責務も考慮しながら、個別の事案の実態を踏まえ、L N G 基地の第三者利用等の運用の在り方を含めた制度的措置の必要性について検討することとしております。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 コミュニティーガスの供給が行われている自治会から、ガス料金を安くしてほしいとガス会社に伝えたところ、国に認可されている料金だから変えられないと言われた。ガス会社を変えることもできず、変えるなら LP ガスとなるが家にボンベを置く場所がない。他の自治会では認可と関係なくガス会社を簡単に変更でき、料金やサービスが向上したと聞いた。 経過措置によりガス会社を自由に変えられないのは、私たちが受けるべき利益が受けられていないと思う。経過措置がなくなれば、ガス会社も簡単に変えられ、今のガス会社のサービスも向上すると思う。早期に経過措置をなくしてほしい。	小売全面自由化にあたって、小売料金規制を廃止した場合に、規制なき独占が生じ需要家が利益を害される事態を防止する必要から、当時競争が十分でなかった地域の旧簡易ガスみなしガス小売事業者（コミュニティーガス事業者）については、当分の間、既存の供給区域を対象に小売料金規制の経過措置を設けることとされました。原則として、経過措置により認可を必要としているのは小売料金の引き上げであり、小売料金の引き下げには認可申請を必要としません。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
経過措置はいつまで続けるのか。自由化からまもなく 1 0 年が経とうとしているが、指定解除される数は減っている。要件を満たし、全事業者が解除となるのは不可能ではないか。 見通しを示してほしい。	経過措置料金規制については、2026 年 10 月時点で、旧一般ガスみなしガス小売事業者の 3 社と旧簡易ガスみなしガス小売事業者において経過措置料金規制が残置されています。引き続き各事業者が解除基準を満たしているか注視すると同時に、規制解除も含めたガス事業における経過措置規制の在り方については、今後ガスシステムを取り巻く環境の変化を踏まえて議論してまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
その他	
【意見内容】 日本人ファーストとエネルギー安全保障を最優先とすること ガス政策の第一は、有事・freeze・海上輸送途絶に耐える安定調達である。地政学リスクを認めながら、同時に再エネ由来ガスへ誘導するのは論理が逆である。調達先の多角化は、信頼できる同盟国・友好国からの L N G 長期契約と国内備蓄・在庫の実務に集中すべきであり、気候目標のために供給コストを意図的に上げてはならない。 地方都市ガス・コミュニティガスは、過疎と需要減の中で生存が先決である。大手との「連携・協創」や G X 投資を事実上押しつける記述は、地方の日本人需要家の料金を引き上げるだけである。残す導管と縮小する導管の選別を、税金と料金の追加負担なしで進めよ。	ガスシステム改革以降も、ガス小売事業者は、中長期的視点で供給力確保を行っており、調達する L N G のうち、長期契約の割合は 9 割程度を維持しています。国としても、戦略的余剰 L N G や地域連携スキーム、全国連携スキームを活用した緊急時支援体制の確立、2022 年のガス事業法改正による都市ガスの使用制限令新設、「都市ガスの需給ひっ迫状況の情報提供のあり方に係るガイドライン」の策定等、都市ガスの安定供給に向けた取り組みを進めております。ガス事業者の創意工夫もあり、調達の支障や需給ひっ迫等は特段発生していません。 また、本とりまとめ案では、地方のガス事業について、他エネルギーとの競争や足下の経済社会情勢といった経営環境によって競争余力がないガス小売事業者も存在していることや、天然ガスへの燃料転換の需要開拓に単独での対応が困難なケースも存在していること等の課題を整理しています。同時にガス事業者には、地域の実情に応じてその地域の経済社会やエネルギー供給を支えてきた強みや顧客との接点を活かした、G X への貢献や災害時のレジリエンス向上が期待されています。ガス事業

	を取り巻く多様な関係者による協創・協調を進め、最適化・付加価値創出を検討することが重要であり、政府としても、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点も含めた、制度の不断の見直しや業界との取組を進めてまいります。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 中国製品・中国依存をガスインフラから排除すること スマートメーター、遠隔監視、センサー、制御系、通信モジュール、バルブ、圧縮機、メタネーション装置、保安用カメラ・IoT に中国製品・中国資本システムを原則使用禁止とすべきである。本案の「DX・AI・スマート保安の横展開」は、調達基準を書かなければ中国製の安値機器が現場に入る。L N G スポットや関連資機材の中国市場依存も、経済安全保障上の脆弱性として明記し、排除方針を書け。サイバーと供給途絶は机上の G X より現実的な脅威である。	ガス事業を含む、国民生活及び経済活動の基盤となっている「基幹インフラ」の安定的な提供を確保することは重要であり、基幹インフラの用に供する重要設備を、役務の安定的な提供を妨害する行為から保護することは重要であると考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【該当箇所】 P17 4. (1) 2 人材確保・育成、スマート保安、省人化・省力化、事業基盤維持 【意見内容】 担い手不足を所与に制度対応を進めること自体は否定しないが、外国人労働力拡大を前提にした基盤維持の書き方には反対する。 【理由】 保安・工事の担い手問題は、賃金・労働条件・日本人採用を先に立てるべきである。不足を移民で埋め、残った日本人にインフラ維持費を負わせる構造は日本人ファーストに反する。受け入れ反対の立場から、担い手対策に受け入れ拡大を織り込むべきではない。	本とりまとめ案における、ガス事業の担い手の不足や確保に関する記載は、外国人労働者に関する制度・施策に関する内容を含意したものではありません。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 移民・外国人労働に頼る担い手対策を否定すること 人口減少・担い手不足を理由に外国人を増やす発想を、本案に入れてはならない。関連資料でも現場の外国人労働者増加が「社会環境の変化」として扱われているが、保安責任の重いガス事業で安易な外国人依存は、言語・資格・災害時指揮・地域定着の面でリスクが大きい。解決は - 不採算導管・過大設備の縮小による業務量削減 - 自動化・スマート保安（ただし国産・同盟国製品） - 減税と規制緩和による日本人の処遇改善 に限るべきである。「人材確保」を移民政策の入口にするな。	
【意見内容】 資源エネルギー庁が最優先で取り組むべきは、事業者間の形式的な市場競争ごっこではなく、国家が責任を持って安定かつ安価に供給を保障する「公共料金化」的アプローチの再構築です。物価高に苦しむ一般庶民の直接的な負担軽減と生活防衛を最優先とする厳格な規制・行政指導を強く求めます。	ガスシステム改革においては、需要家の利益や選択肢の多様化を目的として、競争によるサービスの質の向上や料金の低廉化を実現するため、小売全面自由化をはじめ必要な制度改革を行いました。ガス事業への新たな事業者の参入が活発に行われ、サービスの内容を競い合う環境となることで、競争の活性化及び事業者の効率化努力を通じた低廉で安定的な都市ガス供給や、需要家の潜在的なニーズを引き出す多様な選択肢の提案に繋がると考えています。いただいた御意見は今後の検討の参考にいたします。
【意見内容】 データセンター等のための費用を家庭へ転嫁しないでください。 本案は、AIを支えるデータセンター、半導体工場、産業団地等による新規需要を、ガス需要拡大の機会として位置付けています。 しかし、大口需要家のために新設、増強される導管その他の設備費を、一般家庭を含む全需要家の託送料金へ広く転嫁してはなりません。 新規大口需要によって発生する追加費用は、原因者である大口需要家や開発事業者に負担させてください。需要予測が外れた場合や設備が利用されなくなった場合の座礁資産リスクも、家庭利用者へ転嫁しないことを明記してください。 大規模事業者の事業活動を支える費用を家庭料金へ混入させることは、生活者から企業への不透明な所得移転です。費用発生原因に応じた厳格な区分経理と負担原則を設けてください。	現在の託送料金制度では、特定の新規需要家のために導管を敷設する場合は、敷設に係る費用を当該需要家が負担いただくこととなっており、特定の需要家のための導管の設備投資費用が全需要家の託送料金へ転嫁されることはありません。